

かごしま 市民のひろば



増設された脇田処理場

し尿の海洋投棄を解消

総工費約三億七千万円で、四十五年十二月に着工した脇田し尿処理場の増設工事がこのほど完了、四月六日から本格的な操業を始めました。これまで、一日二百二十キロリットル（約十八万人分）の処理能力が、これまで三百七十キロリットル（約三十一万人分）に引き上げられました。また、この増設によってくみ取りし尿の海洋投棄は、完全になくなり、すべて衛生的に処理されることになりました。

5 / 1
No. 60

編集と発行 鹿児島市広報室

テレビ「市民のひろば」放送日程

MBCテレビ毎週日曜午前8時から
(再放送 毎週月曜午後4時から)

5月7日 くら然と歩道法
5月14日 自由一し尿くみ取り料金一
5月21日 定額制と従量制
5月28日 5月の市政ハイライト

鹿児島市の人口（推計）414,038人（男194,407人 女219,631人）129,965世帯（47.4.1現在）

くみ取り料金制度を改定

六月一日から一般家庭は定額制に

前号でもお知らせしましたが、六月一日からし尿くみ取りの料金制度が定額制と従量制の一本立てに変わり、一般家庭やアパートなどは、原則として定額制、会社や工場などは従量制になります。また料金制度の改定と同時に定日収集を実施しますが、これに備えて、このほどくみ取り業者の再編成が行なわれ五月一日から新地域割で業務を開始しました。

定額制

定額制は、くみ取り料金を各家庭の人数割で計算しますので、人数に変動がなければ料金は一定額になります。対象一般家庭、アパート、寮などは原則として定額制。

料金一人一ヵ月百円（赤ちやんも一人として算定）です。したがって、一ヵ月の料金は、この百円に居住人員をかけた額となります。

従量制

従量制は、従来どおりくみ取ったし尿の量によって料金を計算します。

対象①会社、工場、事業所などで居住者以外の人も使用するところ。

▽災害等の原因により雨水などが一時的に便槽に浸入した場合は、その時にかぎり従量制を適用。

▽掃除用の洗い水が小バケツ二杯程度を

人数の算定 人数はくみ取りた日に実際に住んでいた人を基礎とします。

※人数は正確に申しでいいただきます。人数に変動があつた場合には、担当業者に届けてください。

などでも次のような理由でくみ取り量が居住人員の標準排出量よりも多い場合。

▽居住者数が、はつきりしないところや外来る者の多いところ（例：私じゆく、生花、茶道などの教授をしている家庭）。

▽雨水、わき水、洗い水などの混入が常時多いところ。

▽災害等の原因により雨水などが一時的に便槽に浸入した場合は、その時にかぎり従量制を適用。

▽掃除用の洗い水が小バケツ二杯程度を

料金くみ取りし尿十八リットルにつき四十円（ただし十八リットル未満は十八リットルとみなす）です。

△水を使用する無臭トイレ▽くみ取り回数が月に一回ですまないところ。

△居住者数が、はつきりしないところや外来る者の多いところ（例：私じゆく、生花、茶道などの教授をしている家庭）。

△雨水、わき水、洗い水などの混入が常時多いところ。

△災害等の原因により雨水などが一時的に便槽に浸入した場合は、その時にかぎり従量制を適用。

△掃除用の洗い水が小バケツ二杯程度を

各地区の受け持ち業者が、五月一日からつぎの表のとおり変更になりました。これはムーズに行なうために、業者の再編によりサービス体制を整備充実したもののです。

なお、定日収集については、地域別に日割りを決めて後日各家庭にチラシを配付します。新制度移行時には、不慣れのためご迷惑をおかけするこ

とがあるかもわかりませんが、業務が円滑に行なわれますよう市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

■受け持ち業者が
変わりました

ことしもまた、五月三日の憲法記念日を迎えることになりました。新しい憲法ができたから、ことしは二十五年目に当たるわけですが、この「十五年の間に国民の意識は大きく変わってきた」といいます。

あれから二十五年、四半世紀が過ぎたことになります。この長い歳月の中で国民の間には、新憲法の基本となっている民主、平和、基本的人権についての理解も深まり、国民の生活感覚の中には、いわゆる憲法感覚というものが、ようやく定着しつつあるといえるのではないでしょうか。

新憲法をめぐって制定当時の経緯等からして、今まで、改憲論、護憲論がありますが、その是非は別として、すくなくとも旧帝国憲法時代の政治や国民生活の実情を知るものとしては、新憲法の精神は否定できないと思うのです。

国民に政治の主権がなく、人間として基本の人権が侵され、国威発揚のためとして戦争が正当化されたり暗い時代に逆もどりすることはないとと思うのですが、それでも、新憲法についての関心が薄れていてよいというものではないと考えています。

最近、公害問題の中で人権の主張が大きくなされている例が多いようです

が、これなどは憲法感覚からでてきた一つの例であって、国民経済を支えている産業であっても、人間の生命を脅かしてはならないという憲法精神がその根底にあると思うのです。

市長隨想 (49)

憲法記念日を迎えるに当たって、憲法を貫ぬいている精神を考えてみると、国民の幸せ、日本の発展を求める道に通じるように思われるのです。

(別表)

憲法が保障する主な国民の権利

- 自由権**…(1)身体・生命の自由(18条, 31条33条, 36条など), (2)思想・良心の自由(19条), (3)信教の自由(20条), (4)集会・結社・言論・出版その他いっさいの表現の自由(21条), (5)居住・移転・職業選択の自由, 外国移住・国籍離脱の自由(22条), (6)学問の自由(23条), (7)財産の不可侵(29条), (8)住居の不可侵
- 平等権**…(1)法のもとの平等(14条, 24条)(2)両性の本質的平等(24条)
- 参政権**…(1)選挙権(15条, 44条, 93条), 被選挙権(44条), (2)最高裁判所裁判官の国民審査権(79条), (3)憲法改正承認権(96条), (4)地方公共団体の長・議員の選挙権(93条), (5)地方公共団体の住民投票権(95条)
- 社会権**…(1)生存権(25条), (2)教育をうける権利(26条), (3)勤労の権利(27条)(4)労働者の団結権・団体交渉権・争議権(28条)
- 請求権**…(1)裁判を受ける権利(32条, 37条)(2)請願権(16条), (3)損害賠償請求権(17条), (4)刑事補償請求権(40条)

くらしと憲法

鹿児島大学教授 最勝寺隼人



五月三日は憲法記念日です。日本国憲法が施行されてから、ことしで満二十五年になります。日常ともすれば忘れられがちな憲法について、この機会に認識をあらたにする意味で、本日は、鹿児島大学の最勝寺隼人先生に「くらしと憲法」という題のもとに紙上記念講演をお願いしました。

憲法施行二十五周年記念紙上講演

憲法が基本的人権を保障

や社会が築かれるのですから、基本的個人権の保障は、単に私たち個人にとってだけでなく、国家や社会のしくみにも重要な意味があります。

みなさんは、どなたでも、日常の家庭生活や市民生活の中で、生命の安全が保障され、他人に拘束されないで自由に考え、話合い、また活動できるような幸福な生活を営みたいと願つておいでのことでしょう。しかしこれだけではなく、ほとんどの意味のないことでも大事な点は、このような生活を確実に私たち自身のものにしておいであります。

そのためには、私たちが家庭生活や市民生活中で、平定めています。このような意命や自由に関する権利にとどまらず、健康で文化的な生活を営む権利などが認められなければなりません。このように、私たちが、人間らしい生活を営むために欠くことのできない諸権利を総括して「基本的人権」とよんでいますが、憲法は、このほかに、国の政

実生活の中の諸権利は憲法にその源が

命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする(第十三条)といい、またこの憲法の条規に反する立法行為はもちらん、その他の國務行為も無効なものですから、私たちの実生活とのかかわりあいかたです。すなわち憲法は、基本的個人権保障についての基本的な建前を定めている国のきまりになります。もちろん

憲法は、このほかに、国の政令、地方公共団体の条例などで保障されているのが普通であります。これが基本的個人権の保障のために、私たち、「日本国憲法」によつて基本的個人権の享

用を保障されてすでに二十五年にもなるのに、今なお憲法を私たちの生活とは縁遠いものと思いがちであります。したがって、憲法に無視することなく、そしてこの憲法が国民に保障する基本的個人権は、侵すこと

のできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられるものであること(第十一条)を定めていますが、これによって、私たちは幸福な家庭生活や市民生活を営むため必要な諸権利を享有できる基礎を与えられているのです。

「日本国憲法」がすべて国民は個人として尊重され、生じることは許されません。しかし、ここに注意願いたいことは、憲法は基本的個人権保障の根本原則を定めていきますが、憲法は國の最高法規である(第九十八条)と定めています。すなわち憲法は、國の法律などによつて具体的に保障されているのです。しかし紙面の都合でここでは重要な権利だけをあげることにします。(別表)

基本的個人権の保持の義務と活用の責任

さて、最後に申しあげたいことは、私たち、民主的な社会の一員にふさわしい、前述のようないろいろの権利を永久不可侵の基本的個人権として保障されているのですが、だからといって、自分の権利を無制限に濫用することによって、他の人の権利を妨害したり、社会全体の秩序や幸福をみだしたりすることは許されないということです。

■高校野球競技(硬式)・県立鴨池野球場、鹿児島商業高校野球場
高校野球は硬式と軟式に分けられ、硬式野球は鹿児島市で、軟式野球は、東市来町湯之元で行なわれます。

硬式野球は他の競技のように、国体のための予選は行なわれず、夏の全国高等学校野球選手権大会で優秀な成績を収めた十三校が、日本高等学校野球連盟から推せんされ、国体に出場するしくみとなっていますが、国体開催県は無条件で一校出場できます。試合は、トーナメント方式で行なわれ、公認野球規則が適用されます。

太陽国体会場と競技案内(6)

コート

庭球競技

県立鴨池庭球場、中央公園テニス

女子の四種別があり、それぞれ一人対一人のシングルスと二人対二人のダブルスの競技が行なわれます。

試合は、各ボイントが集まつてゲームのサービスコートにラケットでボールを打ち入れるサーブによって始められます。サーブは、相手コートに向つて右側から始め、左右交互に行ないゲームごとに交代します。

競技は各ボイントごとに、ベースラインの外から相手のサービスコートにラケットでボールを打ち入れるサーブによって始められます。サーブは、相手コートに向つて右側から始め、左右交互に行ないゲームごとに交代します。

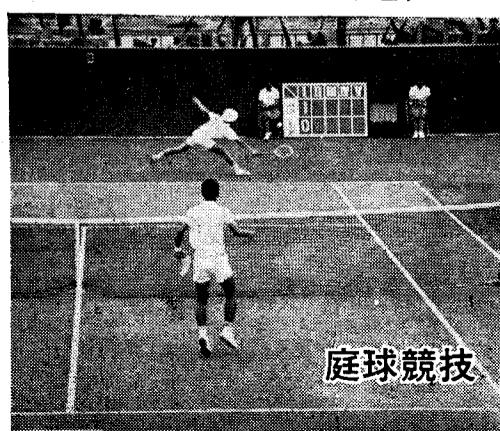
さらに、私たちの生活と憲法のかかわりがどのように密接なものであるかは、私たちが憲法を持たない場合や、あるいは憲法を持ついても、その憲法が基本的個人権を自身では保障しないで、法律その他のきまりにまかせているか、意しておかなければならぬことあります。むしろ、私たちは、民主的な社会を築いておかなればならないことあります。むしろ、自分的努力によって基本的個人権を保持していく義務と、社会全体の幸福を増進するために基本的個人権を活用する責任があるのです。このような義務と責任を果たすことによって、私たちが健全な民主的社會がつくられていくことになるのではない

夏季大会まで 139 日

(47. 9. 17~20)

秋季大会まで 174 日

(47. 10. 22~27)



庭球競技

